

無線従事者規則第六条に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件

令和 2年 3月12日 総務省告示第63号

施行：令和 2年 3月12日

改正：なし

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第六条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を次のように定める。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和二年二月二十五日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、平成二十九年三月に実施された無線従事者国家試験において合格点を得た試験科目のある者であって、令和二年三月に実施される無線従事者国家試験の申請を行い、かつ、当該試験を受験しなかった者
